

○北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例

平成18年3月14日
条例第19号

改正 平成18年9月25日条例第60号
平成20年3月26日条例第13号
平成21年3月24日条例第12号
平成21年10月2日条例第33号
平成24年8月22日条例第34号
平成25年3月31日条例第17号
平成26年7月3日条例第21号

北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成16年北杜市条例第125号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。

3 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているときを除く。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 前各号に該当するかどうか明らかでない児童

4 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げるいずれかの児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3第1項に規定する里親以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童

5 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

6 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。

7 この条例において「保険医療機関等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局
- (2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- (3) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定によりあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。ただし、規則で定める特別の事情がある場合は、対象者が本市の区域内に住所を有しなくても医療費助成金の支給の対象とすることができる。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 配偶者のない養育者及びその養育者が養育する前条第4項に掲げる児童
- (3) 前条第4項に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉施設又は障害者支援施設等の入所者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されている者
- (3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (4) 北杜市重度心身障害者医療費助成金支給条例（平成16年北杜市条例第144号）により医療費の助成を受けることができる者

(所得制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）が前年（1月1日から8月末日までの間に受給資格を取得す

る場合にあつては前々年。以下同じ。)において所得税法(昭和40年法律第33号)その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有するとき。

(2) ひとり親等の配偶者又はひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得(施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額)が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにそれらの数に応じて、施行令第2条の4第5項に定める額以上であるとき。

(3) 前2号が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による年少扶養親族に対する扶養控除の廃止及び16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止がないものとして計算した場合における総所得金額に係る所得税の額が零となるひとり親等については、前項第1号の規定は、適用しないものとする。

(医療費助成金)

第5条 市長は、対象者に対し保険給付が行われた場合における医療費のうち、医療保険各法の規定により対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を医療費助成金(以下「助成金」という。)として支給する。ただし、次の各号に掲げる給付がある場合は、その額を当該助成金の額から控除した額とする。

(1) 医療保険各法の規定により高額療養費及び高額介護合算療養費が給付される場合は、その給付の額

(2) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによる附加給付の額

(3) 他の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合はその給付の額

(受給者証の交付)

第6条 助成金の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則で定めるところにより市長に申請し、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。受給者証を亡失し、若しくは損傷したことによりその再交付を受ける場合又は受給者証の更新を受ける場合も、同様とする。

(受給者証の提示)

第7条 前条の規定により受給者証の交付を受けたひとり親等(以下「受給者」という。)は、対象者が保険給付を受けようとする山梨県内に住所を有する保険医療機関等(第2条第7項第3号及び第4号に規定する者を除く。次条第1項及び第2項において同じ。)に対し、医療保険各法に規定する被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成金の支給方法)

第8条 市長は、対象者が山梨県内に住所を有する保険医療機関等で保険給付を受けた場合は、受給者に支給すべき助成金の額の限度において、当該受給者が当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該保険医療機関等の請求に基づき、当該受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定により、市長が当該保険医療機関等に対し、支払をしたときは、当

該受給者に対し、助成金の支給があったものとみなす。

3 市長は、規則で定める場合における助成金については、第1項の規定にかかわらず、受給者の請求に基づき、1月を単位として、当該受給者に支給するものとする。

4 前項の請求は、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第9条 医療保険各法以外の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度においてこの条例による助成金は、支給しない。

(届出の義務)

第10条 受給者は、第6条の規定により申請した事項に変更が生じたとき、受給者の家庭に属する対象者全員について助成金の受給資格を喪失したとき、又は助成金の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、対象者の保険給付の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補填が行われたときは、その限度において助成を行わず、又は助成を受けた額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって、助成金の支給を受けた者があるとき、又は第5条の規定により助成すべき額を超えて支給を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告等)

第14条 市長は、助成金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降に行われる保険給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(入院時食事療養費に係る読替え)

3 平成18年6月30日までの間における第2条第6項第1号及び第2号の規定の適用については、同条同項第1号及び第2号中「特定療養費」とあるのは「入院時食事療養費、特定療養費」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年9月25日条例第60号）
この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第13号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の北杜市乳幼児医療費助成金支給条例、北杜市重度心身障害者医療費助成条例及び北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付に係る助成金の支給について適用し、同日前に行われた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月24日条例第12号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付に係る医療費助成金について適用し、同日前に行われた保険給付に係る医療費助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月2日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成24年8月22日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定は、平成24年7月4日から適用する。

附 則（平成25年3月31日条例第17号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月3日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年1月3日から適用する。

○北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則

平成18年3月23日

規則第92号

改正 平成19年9月28日規則第40号

平成20年3月26日規則第10号

平成21年11月17日規則第39号

平成24年6月29日規則第31号

平成27年12月28日規則第45号

平成28年3月31日規則第8号

北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則（平成16年北杜市規則第78号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年北杜市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例第3条第1項ただし書の規則で定める特別の事情）

第3条 条例第3条第1項ただし書の規則で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

（1） 身体又は生命に危険が生じるおそれがあること。

（2） その他市長が認める事情

（受給者証の交付申請）

第4条 条例第6条の規定による申請は、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証交付（更新）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、その添付を省略させることができる。

（1） 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類

（2） 戸籍の謄本又は抄本

（3） 世帯の全員の住民票の写し

（4） ひとり親等の所得の状況を証する書類

（5） ひとり親等の配偶者又は扶養義務者の所得の状況を証する書類

（6） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示したときは、

前項第2号、第3号及び第5号の書類を省略することができる。

- 3 市長は、条例第6条の規定により申請があった場合において、受給資格があると認定したときは、北杜市ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付し、受給資格がないと認めるときは、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証交付(更新)申請却下通知書(様式第3号)により通知する。

(受給者証の有効期間)

第5条 受給者証の有効期間は、申請日(更新の場合にあっては毎年9月1日)から、当該日以後の最初の8月31日又は受給資格喪失日のいずれか早い日までとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を申請日とみなす。

- (1) 対象者となった日の翌日から起算して15日以内に前条第1項の規定による申請をしたときは、対象者となった日

- (2) 災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ日の翌日から起算して15日以内に当該申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日

(受給者証の更新)

第6条 受給者は、受給者証の有効期間満了後も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、毎年8月1日から同月31日までの間に受給者証の更新を市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請については、第4条の規定を準用する。

(受給者証の再交付申請)

第7条 受給者は、条例第6条の規定により受給者証の再交付を受ける場合は、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証再交付申請書(様式第4号)に当該受給者証を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 受給者は、前項の規定により受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、直ちに市長に返還しなければならない。

(委託)

第8条 条例第8条第1項の規定による保険医療機関等への支払に関する費用の審査及び支払に関する事務は、山梨県国民健康保険団体連合会及び山梨県社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。

(条例第8条第3項の規則で定める場合)

第9条 条例第8条第3項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 受給者が、山梨県内に住所を有する保険医療機関等で療養の給付又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた場合で、当該保険医

療機関等の窓口で受給者証を提示しないとき。

- (2) 山梨県外の保険医療機関等で療養等を受けた場合
- (3) 医療保険各法に規定する保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給の対象となる療養等を受けた場合
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する被保険者資格証明書により療養等を受けた場合
- (5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく養育医療の給付の対象となる療養等を受け、かつ、同法第21条の4第1項の規定により扶養義務者が費用を徴収されることとなる場合
- (6) 山梨県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち次に掲げるもの以外のもの又は山梨県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者が療養等を受けた場合
 - ア 全国歯科医師国民健康保険組合
 - イ 全国土木建築国民健康保険組合
 - ウ 中央建設国民健康保険組合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長において必要があると認める場合（助成の請求等）

第10条 条例第8条第3項の請求は、ひとり親家庭医療費助成金請求書（様式第5号）により行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、受給者に対し関係書類の提出を求めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前条第5号に規定する場合にあっては、山梨県から本市に納入通知書が送付されることにより受給者から第1項の規定による請求があったものとみなし、市が当該納入通知書により山梨県に支払を行うことにより受給者に対し助成金の支給があったものとみなす。

（届出）

第11条 条例第10条の規定による変更の届出は、ひとり親家庭医療費助成金受給資格等変更届（様式第6号）に受給者証を添えて行わなければならない。

- 2 条例第10条の規定による受給資格喪失の届出は、ひとり親家庭医療費助成金受給資格喪失届（様式第7号）に受給者証を添えて行わなければならない。
- 3 条例第10条の規定による助成金の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者行為による被害状況届（様式第8号）により行わなければならない。

（受給資格喪失の通知）

第12条 市長は、受給者の家庭に属する対象者全員について受給資格の喪失を認めるときは、ひとり親家庭医療費助成金受給資格喪失通知書（様式第9号）によ

り受給者に通知するものとする。

(受給者証の返還)

第13条 受給者は、受給資格を喪失したとき、又は新たな受給者証の交付を受けたときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後の受給資格の認定申請から適用し、同日前の受給資格の認定申請については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定により交付した受給者証については、当該受給者証の有効期限が満了するまで、その効力を有する。

附 則 (平成19年9月28日規則第40号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現にある第1条の規定による改正前の政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する規則、第3条の規定による改正前の北杜市印鑑条例施行規則、第7条の規定による改正前の北杜市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、第9条の規定による北杜市浄化槽の整備に関する条例施行規則、第13条の規定による北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則及び第14条の規定による北杜市介護保険条例施行規則による様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成20年3月26日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(様式第2号を除く。次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを

取り繕って使用することができる。

附 則（平成21年11月17日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則に施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成24年6月29日規則第31号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第45号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第10条 この規則の施行の際、第10条の規定による改正前の北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第8号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

（北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証交付(更新)申請書

受給者証番号

①申請者	ふりがな氏名	男	生年月日	年 月 日	出生					
	個人番号		電話番号	()						
	住所		携帯番号	()						
	勤務先	住所 会社名	電話	()						
②ひとり親家庭となった理由	生活保護の受給状況	1 受給(年 月 日から)	2 非受給							
	児童扶養手当の受給状況	1 受給(年 月から:証書番号 第 号)	2 非受給	3 申請中						
③家族の状況	区分	ふりがな氏名	生年月日	続柄	性別	同居・別居の別	監護又は養育を始めた年月日	他医療助成の有無	職業又は学校名	
	申請者			申請者本人				有無		
	児童				男女	同居 別居		有無		
	児童				男女	同居 別居		有無		
同居者の有無(人数)	無	有()人	※申請者と児童の数を除きます。							
扶養義務者	扶養義務者			男女	同居 別居					
	個人番号									
配偶者	配偶者			男女	同居 別居					
	個人番号									
④加入医療保険	保険の種類	1 国保	2 組合	3 協会	4 日雇	5 船員	6 共済			
世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名	記号番号	申請者との続柄	1 本人	2 その他()						
保険者所在地	電話	()								
附加給付	1 有()	2 無()								
標準負担額減額認定証の交付(減額対象者)	1 有(対象者:)	2 無()								
上記のとおり、ひとり親家庭医療費の受給資格の認定(更新)を申請します。									市町村受付印	
北杜市長 様	年 月 日	氏名								
処理区分	1 新規	2 転入	3 その他()	4 更新						
認定区分	1 母子家庭の母と子	2 父子家庭の父と子	3 配偶者のない養育者と父母のない児童	4 父母のない児童						
提出書類の種類	戸籍謄本(抄本)	: 添付	公簿確認	児童扶養手当証書	その他()					
	住民票	: 添付	公簿確認	児童扶養手当証書	その他()					
	所得証明書等(本人)	: 添付	公簿確認	その他()						
	所得証明書等(扶養義務者等)	: 添付	公簿確認	児童扶養手当証書	その他()					
健康保険証	: 提示及び写添付	公簿確認								
城額認定証	: 提示									
その他確認書類	: 申立書添付()	その他()								
他の医療費助成制度の受給資格確認	年分	税調査	備	考	助成対象・非対象の別	枝番号				
制度名()	助成内容	1 非課税	2 課税	3 未申告	対象 非対象					
制度名()	助成内容	全額助成	一部助成		対象 非対象					
制度名()	助成内容	全額助成	一部助成		対象 非対象					
制度名()	助成内容	全額助成	一部助成		対象 非対象					
制度名()	助成内容	全額助成	一部助成		対象 非対象					
年分所得状況	扶養親族等 のうち老人扶養親族数	所得額	控除額	控除後の所得額	限度額					
	人	円	()円	()円 (社会保険料等相当額) 80,000円	円	円				
認定	認定年月日:	年 月 日	助成開始年月日:	年 月 日	県					
却下	却下年月日:	年 月 日	却下通知年月日:	年 月 日	市					
審査結果	理由:	1 所得税課税	2 扶養義務者等の所得制限超過	3 結婚	4 監護(養育)なし	5 その他()				
備考										

【注意】 1 裏面の注意をよく読んで太枠の申を記載して下さい。
2 記名押印に代えて、署名することができます。

《記入上の注意》

①の欄

「申請者」は、ひとり親家庭の親又は養育者を記入してください。
「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。やむを得ない理由により現住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入し、「住所要件の申立書」を提出してください。

②の欄

ひとり親家庭となった理由について、該当する記号を○で囲んでください。

③の欄

- (1) 申請者と児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)について記入してください。
- (2) 「監護又は養育を始めた年月日」は、ひとり親家庭となった年月日を記入してください。
- (3) 「地区医師会の有無」欄は、他の医師会制度による医療給付受給資格の有無を○で囲んでください。
- (4) 「同居人の有無」欄は、同居している申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹の有無を○で囲み、いる場合はその人数を記入して下さい。
- (5) 「扶養義務者」欄は、同居している申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹の氏名及びあなたとの続柄を記入してください。同居の親族がいないときは、一番所得の高い人を記入してください。
- (6) 「配偶者」欄は、婚姻の届出はしていないが事実上の婚姻関係にある者も含まれます。

④の欄

支給される医療費の振込先金融機関(申請者名義の口座)を記入してください。

⑤の欄

- (1) 「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会、「日保」は、日雇特例健康保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合の略です。
- (2) あなたと③の欄に記入した児童が、保険者等から入院時の食事療養に係る標準負担額減額認定証の交付を受けているときは、受けている方(減額対象者)の氏名を「標準負担額減額認定証の交付」欄の(対象者:)内に記入してください。どなたも受けていないときは、「無」を○で囲んでください。

＜注＞

- (1) ひとり親家庭又は父母のない児童の養育者に該当しなくなった場合は、速やかに受給資格者証を返還してください。
- (2) ひとり親家庭の児童の中に受給資格を喪失した者がある場合には、別途受給資格変更届に受給資格者証を添付して速やかに届け出てください。
- (3) この申請書についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。

《裏》

《備考》 この申請書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

- 1 ひとり親家庭に該当する場合
- (1) 申請者と児童の健康保険証及び入院時食事療養費について標準負担額の減額認定を受けている人は減額認定証
- (2) 申請者の前年(1月から8月末日までの間に受給資格の登録がなされる場合にあつては前々年)の所得が確認できる書類(所得証明書)
- (3) 配偶者又は扶養義務者の前年の所得が確認できる書類
- (4) 申請者又は児童の戸籍簿本又は抄本
- (5) 申請者の住民票の写し
現住地と住民登録地が違うときは、『住所要件の申立書』
- (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- ① 配偶者に障害がある場合 診断書(身体障害者手帳又は療育手帳により障害程度の確認が可能な場合は、当該手帳の写し)
- ② 配偶者の生死が不明な場合 警察署の証明
- ③ 配偶者から遺棄されている場合 警察署の証明、民生委員の証明及び本人の申立書
- ④ 配偶者が拘禁されている場合 拘禁証明書
- ⑤ 児童が別居している場合 寡などの証明書及び監護事実の申立書
- (7) ②から(6)に掲げる書類については、添付を省略することができますので、担当者におたずねください。
また、あなたが児童扶養手当受給者である場合は、児童扶養手当証書の提示により(3)から(6)までの書類の添付を省略することができます。
- 2 父母のない児童の養育者の場合
- (1) 児童の健康保険証及び入院時食事療養費について標準負担額の減額認定を受けている場合は減額認定証
- (2) (養育者ご自身に配偶者がいない場合)申請者の健康保険証及び入院時食事療養費について標準負担額の減額認定を受けている場合は減額認定証
- (3) 申請者の前年(1月から8月末日までの間に受給資格の登録がなされる場合にあつては前々年)の所得が確認できる書類(所得証明書)
- (4) 配偶者又は扶養義務者の前年の所得が確認できる書類
- (5) 当該児童の父及び母の戸籍簿本又は抄本
- (6) (養育者ご自身に配偶者がいない場合)養育者の戸籍簿本又は抄本
- (7) 父母のない児童の属する世帯全員の住民票
- (8) (養育者ご自身に配偶者がいない場合)申請者の属する世帯全員の住民票
現住地と住民登録地が違うときは、『住所要件の申立書』
- (9) 父母のない児童を養育している事実の証明書若しくは申立書
- (10) ②から(9)に掲げる書類については、添付を省略することができる場合がありますので、担当者におたずねください。
また、あなたが児童扶養手当受給者である場合は、児童扶養手当証書の提示により(4)、(5)、(7)及び(9)の書類の添付を省略することができます。

様式第2号(第4条関係)

(表)

北杜市							
ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証							
公費負担者番号	8	2	1	9			
受給者番号							
被保険者証の記号番号							
保険種別							
保険者番号							
受給者	住所						性別
	氏名						
	生年月日						
保護者氏名							
有効期間			年	月	日	か	ら
			年	月	日	ま	で
北杜市長				印			
交付年月日			年	月	日		

(裏)

注意事項

- 1 この証は、医療機関に医療保険の一部負担金を支払わないで診療を受けることができる証ですから大切に保管してください。
 - 2 医療機関において診療を受ける場合は、保険証に添えてこの証を必ず窓口に提示してください。
 - 3 この証は、第三者行為(交通事故等)により生じた傷病については使用できません。
 - 4 この証は、本人以外は使用できません。
 - 5 この証を紛失又は損傷したときは、速やかに届け出てください。
 - 6 転出、婚姻(事実婚を含む)、生活保護を受けるようになったときは、この証を使用することができませんので必ず返納してください。
 - 7 次の事由が生じたときは、速やかに届け出てください。
 - (1) 氏名に変更があったとき。
 - (2) 住所に変更があったとき。
 - (3) 加入している医療保険又はその内容に変更があったとき。
 - (4) その他北杜市長が必要と認める次項。
 - 8 有効期間を経過したときは、この証を使用することができませんので、速やかに届け、更新を受けてください。
- 問い合わせ先
北杜市 福祉部 子育て支援課 TEL

医療機関へのお願い

- 1 国民健康保険被保険者証の記号番号は、記号を省略して番号のみ記載してあります。記号は当年度の数となります。
- 2 保険者番号が8桁に満たない場合、上位は「0」で埋めてあります。

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長

ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証交付(更新)申請却下通知書

年 月 日付で申請のありましたひとり親家庭医療費助成に係る受給資格の認定について、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

申請者氏名

却下理由

様式第4号(第7条関係)

ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証再交付申請書

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住所
氏名
電話



下記のとおり、ひとり親家庭医療費受給者証の再交付を申請します。

申請事由	1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他 ()				受給者証番号					
	枝番号	氏名	性別	続柄	生年月日					
対象者	1		男・女		. .					
	2		男・女		. .					
	3		男・女		. .					
	4		男・女		. .					
	5		男・女		. .					
備考										

《注意》

- 1 破損又は汚損した場合は、受給者証を添えて提出してください。
- 2 紛失した受給者証を発見したときは、速やかに返送してください。
- 3 記名押印に代えて署名することができます。

ひとり親家庭医療費助成金請求書

申請者記入欄(太枠の中を記入して下さい。)

年 月 日			
北杜市長 様	申請者 住所 氏名 電話番号 印		
下記のとおり医療費の助成を申請します。			
診 療 月	年 月	助成申請額	円
受診者	対象者番号	—	
	氏 名	生年月日	
助成申請額に対する他の制度による給付	無 有	内容	1 高額療養費・高額介護合算療養費 2 附加給付 3 他の医療費助成制度 4 交通事故等第三者行為による給付 5 その他()

- 《注意》
- 1 国民健康保険以外の保険に加入している方は、高額療養費・高額介護合算療養費に該当したときは、当該支給決定通知書又は領収書を添付して下さい。
 - 2 加入医療保険・振込先金融機関に変更がある方は届出をして下さい。
 - 3 記名押印に代えて署名することができます。

医療機関証明欄

(医療機関が発行する領収書(以下の内容が確認できるものに限ります。)を添付するか、枠内を受診した医療機関に記入してもらって下さい。)

受診者氏名	診療年月	年 月
一部負担金 領収額	円(他法本人負担金	円含む)
区 分	1医科 2歯科 3薬剤 4その他()	入院 時 食 事 療 養 費
	1入院 2入院外	入院 日数 <input type="text"/> 日 × 標準 <input type="text"/> 円 = 総 額 <input type="text"/> 円
保険診療 総 点 数	<input type="text"/> 点	他 法 負 担 点 数 <input type="text"/> 点
上記のとおり相違ありません。 年 月 日		
医療機関等		住所 地 名 称 代 表 者 印

- 《注意》
- 1 点数で記入できない場合は、金額で記入して下さい。(この場合は、必ず円と記入して下さい)
 - 2 番号をつけてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。

市(町村)記入欄

療養に要した費用額	円…(A)	高額療養費・高額介護合算療養費	円…(D)
法定一部負担額 (A)×負担割合	円…(B)	付加給付額	円…(E)
他法負担分	円…(C)	入院食事負担額	円…(F)
支給 不支給→(理由 1重複請求 2有効期間外)	助成額 (B) - {(C) + (D) + (E) + (F)}		円

ひとり親家庭医療費助成金受給資格等変更届

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住所
氏名
電話



次のとおり変更になりましたので、届け出ます。

受給者証番号	
変更事由	1氏名 2住所 3加入医療保険 4振込先金融機関 5対象児童増 6対象児童減 7その他()
変更年月日	年 月 日

		旧	新
氏名			
住所			
加入医療保険	保険の種類	1国保 2組合 3協会 4日雇 5船員 6共済	1国保 2組合 3協会 4日雇 5船員 6共済
	世帯主・被保険者・ 組合員・加入者の氏名		
	申請者との続柄	本人 その他()	本人 その他()
	記号番号		
	保険者名		
	保険者所在地	電話 ()	電話 ()
附加給付の 有無	有 無	有 無	
振込先金融機関	金融機関・支店名	銀行・農協 信金・信組 支店	銀行・農協 信金・信組 支店
	口座番号	/ / / / / / / / / / / / / / / /	/ / / / / / / / / / / / / / / /
	口座の種類	普通 当座	普通 当座
その他			

対象児童の 増減	ふりがな (対象児童)氏名	生 年 月 日	続柄	性別	同居・別 居の別	他医療助 成制度の 受給資格
	増減理由		年 月 日生		男 女	同居 別居

- 《注》 1 変更事由欄の該当する番号を○で囲み、変更する該当欄のみ記入してください。
2 内容変更の事実を証明できるものを提示してください。
3 受給者証を添付してください。

様式第7号(第11条関係)

ひとり親家庭医療費助成金受給資格喪失届

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住所
氏名
電話



次のとおり受給資格が喪失したので届け出ます。

受給者証番号					
資格喪失事由	1 ひとり親家庭でなくなった 具体的理由：ア 婚姻(事実婚を含む) イ 児童を監護しなくなった ウ 児童が18歳年度末に達した エ その他() 2 他市町村へ転出 (転出先) 3 ひとり親家庭の親若しくは養育者が死亡した 4 所得要件に該当しなくなった 5 生活保護を受給することになった 6 その他 ()				
資格喪失事由 発生年月日	年 月 日				
対象者	枝番号	氏 名	性 別	続 柄	生 年 月 日
	1		男・女		・ ・
	2		男・女		・ ・
	3		男・女		・ ・
	4		男・女		・ ・
	5		男・女		・ ・

《注》

- 1 受給者証を添えて提出してください。
- 2 資格喪失事由発生年月日以降の保険医療機関等での診療については、医療費の助成を受けられなくなりますので、ご注意ください。
- 3 記名押印に代えて署名することができます。

様式第8号(第11条関係)

第三者行為による被害状況届

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住所
氏名
電話



次のとおり第三者の行為により被害を受けましたので届け出ます。

被害に遭った 対象者氏名				受給者番号																	
事故の 状況	発生日月日	年	月	日	午前・午後		時	分													
	発生場所																				
	原因とその状況																				
被害の 状況	傷病名																				
	初診年月日		年	月	日																
	診療期間		年	月	日	～	年	月	日	見込 終了											
	受診 医療 機関	名称																			
所在地																					
加害者	氏名																				
	住所																				
損害賠償の有無		有	無																		
備考																					

様式第9号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

北杜市長

ひとり親家庭医療費助成金受給資格喪失通知書

下記のとおり、受給資格が喪失しましたので通知します。

資格喪失者氏名	
対象者氏名	
資格喪失年月日	年 月 日
資格喪失事由	

<注意>

- 1 ひとり親医療費受給者証は、資格喪失年月日以降は使えなくなっています。返却済でない方は速やかにお返しく下さい。郵便又は信書便による送付でも結構です。
- 2 資格喪失年月日以降の保険医療機関等での診療について、医療費の助成を受けた場合は、助成を受けた額をお返しいただくこととなりますのでご注意ください。

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第7条関係)
様式第5号 (第10条関係)
様式第6号 (第11条関係)
様式第7号 (第11条関係)
様式第8号 (第11条関係)
様式第9号 (第12条関係)